

高等学校 公民科

# 政治・経済

## 学習プリント

令和4年度からの新学習指導要領（平成30年告示）対応

- A 現代日本における政治・経済の諸課題
- B グローバル化する国際社会の諸課題

## 第 I 部

# A 現代日本における 政治・経済の諸課題

第 1 章 政治と法、民主政治の原理

第 2 章 日本国憲法と基本的人権

第 3 章 議会制民主主義と日本の統治機構

第 4 章 現代経済のしくみ

第 5 章 現代日本の諸課題を探究する

# 第1章 政治と法、民主政治の原理

## ■ 1 政治と国家

### (1) 政治とは何か

人が集まって社会をつくると、必ず利害の対立が生まれる。この対立を調整し、社会の秩序を維持していく働きを【政治】という。古代ギリシアの哲学者【アリストテレス】は「人間は生まれつき【ポリスの（社会的・政治的）動物】である」と述べ、人間が社会をつくらずには生きられない存在であることを指摘した。

政治を行うためには、人々を従わせる力が必要になる。これを【政治権力】という。政治権力は、警察力や軍事力といった物理的強制力を独占的にもつ点で、他の社会集団の力とは区別される。権力は必要であると同時に危険でもある。イギリスの歴史家【アクトン】卿は「権力は腐敗する。【絶対的権力は絶対的に腐敗する】」と述べて、権力を制限するしくみの必要性を説いた。

### (2) 支配の正当性

ドイツの社会学者【マックス・ウェーバー】は、なぜ人々が支配に従うのか、その正当性の根拠によって支配を三つに分類した。

- ① 【伝統的支配】…昔からの慣習や伝統の神聖さにもとづく支配。絶対王政や身分制社会。
- ② 【カリスマ的支配】…支配者個人の非日常的な資質（カリスマ）にもとづく支配。革命の指導者やナチス＝ドイツのヒトラーなど。
- ③ 【合法的支配】…あらかじめ定められた法にもとづいて権力が与えられ、行使される支配。近代の官僚制国家がこれにあたる。

### (3) 国家の三要素

ドイツの公法学者【イエリネック】は、国家が成立するための要素として次の三つをあげた。

- ① 【領域】…領土・【領海】・【領空】からなる。
- ② 【国民】（人民）
- ③ 【主権】

領海は、国連海洋法条約により基線から【12】海里までとされる。その外側、基線から【200】海里までの範囲を【排他的経済水域】（EEZ）といい、沿岸国に水産資源・鉱物資源などの探査・開発について排他的な権利が認められる。ただし、EEZは領域ではないため、他国の船舶の航行や上空の飛行は自由である。領空は領土・領海の上空のうち大気圏内までとされ、その外側の【宇宙空間】はどの国の主権にも属さない。

### (4) 主権の三つの意味

「主権」ということばは、文脈によって意味が変わる。入試でも頻出なので区別しておきたい。

- ① 国家の【統治権】そのもの（立法・行政・司法の権力の総体）
- ② 国政のあり方を最終的に決定する権力（【国民主権】・君主主権）
- ③ 対外的な【独立性】（他国から干渉されない権利）

フランスの思想家【ボーダン】は『【国家論】』において、主権を「国家の最高・絶対・永続的な権力」と定義し、主権概念を確立した。

### (5) 主権国家体制の成立

中世ヨーロッパでは、ローマ教皇や神聖ローマ皇帝の権威が国境をこえて及んでいた。三十年戦争を終わらせた【1648】年の【ウェストファリア条約】によって、各国が対等な主権をもち、内政に干渉されないという原則が確立した。これを【主権国家体制】（ウェストファリア体制）という。今日の国際社会の出発点である。

**発展** そのほかの国家観として、国家を生命体になぞらえる【**国家有機体説**】（スペンサー）、国家を数ある社会集団の一つとみる【**多元的国家論**】（【**ラスキ**】・マッキーバー）、国家を法人とみる【**国家法人説**】（イェリネック）などがある。日本では、天皇を国家という法人の最高機関とみる【**天皇機関説**】（【**美濃部達吉**】）がこの流れに立ち、1935年に「国体に反する」として排撃された（天皇機関説事件）。

#### ◆確認

- ☐ ウェーバーによる支配の三類型を、それぞれ例をあげて説明できるか。
- ☐ 領海・排他的経済水域の距離と、それぞれで沿岸国に認められる権利のちがいは何か。
- ☐ 「主権」の三つの意味を、それぞれ使われる場面とともに説明できるか。

## ■ 2 法の意義と機能、法の支配

### （1）社会規範としての法

社会には、人々の行動の基準となるさまざまな【**社会規範**】がある。

- ・【**法**】…国家権力によって強制され、違反すると刑罰や損害賠償などの制裁がともなう規範。
- ・【**道徳**】…人の内面に働きかける規範。強制力はともなわない。
- ・【**慣習**】…社会のなかで長い間くり返されて成立した規範。

法は道徳と重なる部分もあるが、法は行為の外形を、道徳は内心を問題にする点が異なる。

### （2）法の分類

#### ① 成立のしかたによる分類

- ・【**成文法**】…文章の形で制定された法。憲法・法律・命令・条例・条約など。
- ・【**不文法**】…文章化されていない法。【**慣習法**】や判例法。イギリスの【**コモン・ロー**】が代表例。

#### ② 性質による分類

- ・【**自然法**】…人間の理性や本性にもとづく、時代・場所をこえて妥当する法。【**グロチウス**】は自然法思想にもとづいて国際法の必要を説いた。
- ・【**実定法**】…人間が現実につくり出した法。

#### ③ 規律する関係による分類

- ・【**公法**】…国家と個人の関係を規律する。憲法・刑法・行政法・訴訟法など。
- ・【**私法**】…私人どうしの関係を規律する。【**民法**】・商法など。
- ・【**社会法**】…私法原則を修正して社会的弱者を保護する。労働法・社会保障法・経済法など。

### （3）法の段階構造

日本の法は次のような上下関係をもつ。上位の法に反する下位の法は効力をもたない。

【**憲法**】 > 【**法律**】（国会が制定） > 命令（【**政令**】＝内閣、省令＝各省大臣） > 【**条例**】（地方公共団体の議会が制定）

なお、条約は国内法との関係で法律より上位に位置づけられると解されている。

### （4）法の支配と法治主義

【**法の支配**】とは、国王や政府といえども法に従わなければならないという原理であり、その法の内容は人権を保障するものでなければならない。イギリスで発達した。

13世紀 【**ブラクトン**】「国王といえども【**神と法の下**】にある」

17世紀 【**エドワード＝コーク**】（クック）がブラクトンの言葉を引用して国王ジェームズ1世をいさめた